

令和 6 年度 第 1 回

行政監査結果報告書

「公園の整備・運営について」

板 橋 区 監 査 委 員

目 次

第 1 監査実施概要.....	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	2
5 監査実施期間.....	2
6 監査委員による聞き取り調査等.....	2
第 2 監査結果.....	3
現況と課題.....	3
1 公園に関する概況.....	3
2 公園・公衆トイレの改修整備について.....	8
3 公園遊具の改修整備について.....	18
4 「こどもの池」の改修整備について.....	23
5 公園灯の LED 化の推進について.....	30
6 公園内の傾斜地管理について.....	33
7 整備後の公園運営について.....	35
検討・改善を求める事項.....	43
着眼点 1 公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか。 また、事業に係る経費は効率的に使われているか。.....	43
着眼点 2 計画に対して所期の効果を収めているか。.....	44
総括意見.....	45

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ

公園の整備・運営について

2 監査テーマ選定の趣旨

板橋区は、「板橋区基本計画 2025」の「若い世代の定住化戦略」の一環として、地域の中で子どもが安心して安全に遊ぶことができる環境を整えるため、ユニバーサルデザインの魅力ある公園づくりに取り組んでいる。

また、「いたばしグリーンプラン 2025」においても、少子高齢化に対応するための子育て支援や高齢者の健康増進、ユニバーサルデザインへの配慮など、誰にでも使いやすい公園となるよう、トイレや遊具、こどもの池等の改修整備を進めている。更に同プランにおける重点プロジェクトとして、あずさわスポーツフィールド、こども動物園及び農業園が既に整備を終え、新たな公園として運営しているところである。

令和 7（2025）年度に「板橋区基本計画 2025」及び「いたばしグリーンプラン 2025」が最終年度を迎えるに当たり、これらの計画による取組や整備後の公園の運営状況を検証し、今後の施策に生かしていくことが重要である。

そこで、公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、計画に対して所期の効果を収めているかの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- （1）公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。
- （2）計画に対して所期の効果を収めているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和5年度までに実施された公園の整備・運営に関する事業

(2) 監査対象課

土木部 みどりと公園課

南部土木サービスセンター

北部土木サービスセンター

5 監査実施期間

令和6年5月31日（金）から令和6年11月29日（金）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和6年7月9日（火）・10日（水）に行った。

＜現地視察場所＞

徳丸ヶ原公園・こども動物園高島平分園、高島平七丁目公園、赤塚植物園本園・農業園、赤塚七丁目児童遊園、東板橋公園・板橋こども動物園、南板橋公園、四ツ又公園（視察順）

第 2 監査結果

現況と課題

1 公園に関する概況

(1) 設置状況

公園は、子どもの遊び場や住民の憩いの場であるとともに、防災性を高めるオープンスペース、都市における緑の拠点、景観形成、観光振興などの様々な機能をもつ、豊かな地域づくりに欠かせない場所である。

板橋区（以下「区」という。）には、令和 6 年 4 月 1 日現在、東京都（以下「都」という。）が設置した都立公園を含め 345 か所の都市公園¹が設置されており、みどりと公園課が公園全体の計画策定、新設、改修等を、南部土木サービスセンター・北部土木サービスセンターが各公園の維持管理や現場対応等を行っている。

区における公園の面積は、令和 6 年 4 月 1 日現在で 1,889,205 m²であり、区面積（約 32.22 km²）における公園面積の割合（以下「公園率」という。）は 5.86%、区民一人当たりの公園面積は 3.29 m²である。都市公園法施行令では、市街地における住民一人当たりの公園の敷地面積の標準を 5 m²としている² ため、区民一人当たりの公園面積は十分であるとは言えないが、23 区で比較すると区は 8 番目であり、公園率も 4 番目であることから、都市部における公園整備としては相応の成果を挙げていると言える。

¹ 都市公園法に基づく公園。区ではほかに、「公園に準ずる施設の設置及び管理に関する要綱」に定める遊び場等を管理する。本報告書においては、特に指定のない限り「公園」は都市公園を指す。

² 都市公園法施行令第 1 条の 2。区の公園条例もこれを準用している。なお、公園率については法の規定はない。

（２）維持管理の状況

公園の維持管理は、清掃、樹木整備、設備点検、修繕、警備、衛生管理など多岐にわたる。多くは委託により実施しているが、南部・北部土木サービスセンターの職員が管轄の公園を巡回するとともに、区民からの声に個別に対応し、適切な維持管理に努めている。

公園管理費は、みどりと公園課及び南部・北部土木サービスセンターの令和５年度決算額合計で２０億円超となっており、公園の維持管理には多額の経費が必要であることがわかる。

公園は、多くの区民が利用する場所であり、安全面だけでなく、快適性も重要である。維持管理経費を意識しつつ、今後もサービスの質を落とさず適切に管理することが望まれる。

（３）公園に関する計画について

① いたばしグリーンプラン 2025

「いたばしグリーンプラン 2025」（以下「グリーンプラン 2025」という。）は、都市緑地法第４条に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、その目標や施策等を定めた「緑の基本計画」である。計画期間は平成３０年度から８年間であり、終期は「板橋区基本計画 2025」（以下「基本計画 2025」という。）と同じ令和７年度である。

公園については、みどりの施策展開として「公園の整備とリニューアル」、「公園を使いこなす仕組みづくり」を掲げており、さらに、計画期間内に取り組む主要な事業を「重点プロジェクト」として定め、複数の大規模公園の整備を掲げている。

本監査では、「公園の整備とリニューアル」に記載されている施策「公園の改修整備」の事業である「公園トイレの改修整備」、「公園遊具の改修整備」、「「こどもの池」の改修整備」、「公園灯の LED 化」、「公園内の傾斜地管理」及び「重点プロジェクト」に指定されている「農業園の整備」、「こども動物園のリニューアル」実施後の公園運営について、重点

的に監査を行った。

グリーンプラン 2025 における公園に係る数値目標としては、公園整備の進捗状況を示す指標として公園率（3 頁参照）を設定しており、計画の終期である令和 7 年度の目標値を 6.1%としている。しかし、令和 6 年 4 月 1 日現在の公園率は 5.86%であり、目標を達成するためには、現在の公園面積からさらに約 76,215 m²が必要となる³。これは小豆沢公園（約 70,382 m²）や高島平緑地（約 80,687 m²）と同規模の面積であり、令和 7 年度末までにこれだけの土地を確保するのは現実的には困難である。今後も指標として公園率を設定する場合は、現状を踏まえた目標値の検討が望まれる。

② 板橋区パークマネジメントガイドライン

「板橋区パークマネジメントガイドライン」は、公園の運営について、地域住民・団体などと連携し、継続的に行っていくためのガイドラインである。施策として、公園協働運営制度の導入や、地域の特色に応じた公園づくりを定めており、区民の声を反映させた柔軟な公園の使い方について整理することで、基本理念である「みんなでつくる 人をつなぐ公園」の実現を目指している。

③ 公園・公衆トイレの適正配置・改修計画

「公園・公衆トイレの配置改修計画」（以下「トイレ計画」という。）は、区内全域における公園・公衆トイレの適正な配置、整備について定めたものである。平成 25 年 1 月に策定された「いたばし未来創造プラン⁴」において、トイレの経費についても見直すこととされ、平成 28 年

³ 区面積 32.22 km² × 0.061 = 1,965,420 m² - 1,889,205 m² (R6 面積) = 76,215 m²

⁴ 平成 25～27 年度を計画期間とした区の計画であり、実施計画編と経営革新編から成る。トイレの見直しは、行財政改革を目的とした経営革新編の事業である。

2月、それまでの改修方針に適正配置の視点を加え、同計画が策定された。計画期間は平成28年度から10年間であり、終期は基本計画2025と同じ令和7年度である。

グリーンプラン2025の施策「公園の改修整備」の事業である「公園トイレの改修整備」は、同計画に基づき進められることとなっているため、同計画による取組が所期の効果を収めているか、後段2「公園・公衆トイレの改修整備について」にて検証する。

④ 板橋区公園施設長寿命化計画

「板橋区公園施設長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という。)は、区内の公園における遊具を対象に、計画的な修繕・更新等による長寿命化対策を定めたものである。国は、あらゆるインフラの戦略的な維持管理・更新を推進し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めることを求めており⁵、平成27年1月、個別施設計画として同計画が策定された。計画期間は平成27年度から10年間であり、終期は令和6年度である。

グリーンプラン2025の施策「公園の改修整備」の事業である「公園遊具の改修整備」は、同計画に基づき進められることとなっているため、同計画による取組が所期の効果を収めているか、後段3「公園遊具の改修整備について」にて検証する。

⑤ 「こどもの池」見直し計画、水遊び施設の整備方針

「こどもの池」見直し計画」(以下「こどもの池計画」という。)は、区内各所の公園に昭和40年代から整備されてきた「こどもの池」の統廃合を進めるために定めたものである。「こどもの池」は、小学生以下の子どもたちの夏季の水遊び場として設置されている施設であり、明

⁵ 老朽化対策に関する政府全体の取組として策定された「インフラ長寿命化基本計画」において、国、自治体で行動計画の策定を進め、あらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされた。

確な定義はないが、一般的には、水深 10～30cm で、都市公園法上の遊戯施設「徒渉池^{としようち}」及びそれに類するものを指す⁶。区は、水着を着用して入ることを前提としたプール型の施設を整備し、最も多いときには39 か所で開設していた。しかし、老朽化の進行とともに利用対象年齢



こどもの池（宮本公園）

（2～12 歳）の人口の減少が問題となり、施設数をピーク時の半分にすることを目標に、平成 27 年 5 月、終期を定めず同計画が策定された。

令和 3 年 11 月、施設数が 21 か所となる見込みが立ったことから、区は新たに「水遊び施設の整備方針」（以下「水遊び施設方針」という。）を策定した。同方針では、「こどもの池」を改修する際は、原則として噴水など様々な形態の「新たな水スタイル」の施設に転換することとし、「こどもの池」が抱える諸問題を解消しつつ、子どもたちが水に触れる機会を喪失しないようにした。

グリーンプラン 2025 の施策「公園の改修整備」の事業である「こどもの池の改修整備」は、同計画・方針の方向性で進められることとなっているため、同計画・方針による取組が計画的に行われているか、後段 4 「「こどもの池」の改修整備について」にて検証する。

⁶ 「徒渉」とは、川を歩いて渡ることであり、都市公園法の「徒渉池」は、歩いて入ることのできる水施設を指す。「こどもの池」という名称は区独自のものであり、東京都近辺では「じゃぶじゃぶ池」等の名称が用いられることが多い。なお、同じような施設であっても、景観や風景を整え、美しさや快適さを提供する「修景施設」としての水施設もある。

2 公園・公衆トイレの改修整備について

(1) 公園・公衆トイレの概況

区内には、令和6年4月1日現在、228か所の公園・公衆トイレが設置されている。

公園・公衆トイレの設置状況は、図表1のとおりである。

図表1 公園・公衆トイレの設置状況

(単位：箇所)

区 分	バリアフリー	車椅子対応	洋式	その他※	合計
設置数	61	49	42	76	228

※その他…全てが和式、若しくは男女いずれか一方のみが洋式化されたトイレ

バリアフリースイートイレは、バリアフリー法⁷に基づく設置基準を満たし、出入り口の幅、段差、手すり等の条件が整ったトイレのことである。車椅子対応トイレは、同法施行以前に整備され、車椅子利用者には配慮されているが、オストメイト用設備⁸等がないトイレのことである。洋式トイレは、洋式便器だが、車椅子利用者は使用することができないトイレのことである。区は、これらの個室を男女ともに使用できる状態で備えているか否かで区分し、設置箇所数を集計している。



バリアフリースイートイレ

(オストメイト用設備等が整備されている)



車椅子対応トイレ

(車椅子利用者が使用できる)



洋式トイレ

(車椅子利用者は広さや段差で使用できない)

⁷ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

⁸ オストメイト用設備とは、オストメイト（排泄のための人工肛門・人工膀胱を造設した人）のパウチ等の洗浄ができる水洗器具のことである。

(2) トイレ計画の概要

① 適正配置計画

公園トイレと公衆トイレは、どちらも屋外に設置され、24 時間使用できるトイレであるが、設置の意義、根拠法令が異なる。そのため、区は、それぞれの特性に応じて配置計画を策定している。

公園・公衆トイレの配置計画の概要は、図表 2 のとおりである。

図表 2 公園・公衆トイレの配置計画の概要

区 分			内 容
公 園 ト イ レ	設置目的		公園利用者の利便性
	根拠法令		都市公園法
	配 置 方 針	新設	原則として全公園に設置。ただし、周辺 250m の範囲に既設の公園・公衆トイレがある場合は設置せず、周辺トイレの案内表示を検討する。
		既設	現在設置されているトイレは引き続き継続。ただし、建ぺい率・接道義務等により再建築が困難な場合は撤去し、撤去後はマンホールトイレなど災害対策を講じるよう検討する。
公 衆 ト イ レ	設置目的		周辺の公衆衛生
	根拠法令		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	配置方針		災害・観光の観点から既存トイレの配置状況を検証、現在の配置で概ね充足していることを確認。新設は行わず、既存トイレを存続し周知する。周知についてはマップや案内板の設置を検討する。

② 改修計画

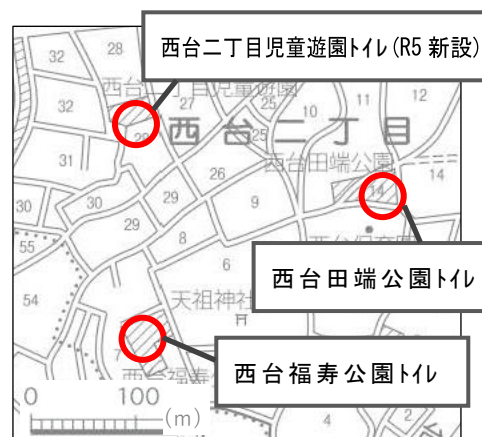
改修が可能なトイレについては、1) 老朽化したトイレから順に改修する、2) バリアフリー化率の地域格差に配慮して改修するという方針に基づき改修を進めるとしている。老朽度の判断は、トイレの構造別の参考耐用年数をベースとし、現地調査を行った上で判断するものとし、バリアフリー化率の地域格差は、区内 18 地域センターの管轄地域を基準とするとしている。

また、改修に当たっては、東京都板橋区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例に適合する標準のトイレ（以下「標準トイレ」という。）を最低限度のものと定め、その平面図を示している。さらに、計画どおりに改修を進めた場合のバリアフリー化率として、平成 27 年度までの 10.5%から、令和 7 年度には 34.1%になるという推計値を出している。

（３）計画の実行状況等

① トイレの配置について

配置計画では、「公園利用者に公園を快適に利用していただくため、原則として、公園内には公園トイレを設置する」としている。その上で、図表 2（9 頁）のとおり、トイレ設置の可否について新設と既設で条件を分け、新設の設置基準について、公園の周辺 250m の範囲内に公園・公衆トイレがないことと定めている。一方、既設については引き続き維持管理を行うものとし、配置の基準については触れていない。同計画策定以降のトイレの新設・既設の状況を確認したところ、新設については 1 か所実績があるが、周辺 250m の範囲内に公園・公衆トイレがあるにも関わらず設置されていた。また、既設については距離に関わらず同じ場所で改築されており、その結果、半径 250m の範囲内に複数の公園・公衆トイレが存在している状態となっていた。



近距離に設置されている
トイレ（一例）

② バリアフリー化率について

区は、トイレ計画において、バリアフリーストイレである標準トイレを定め、最終的には全てのトイレをバリアフリー化することを目指している。その進捗状況を示すトイレのバリアフリー化率については、令和

7年度の目標値を 34.1%としている。しかし、令和6年4月1日現在のバリアフリー化率は 26.8%であり、目標達成は困難な状況であった。なお、監査委員事務局において他区のバリアフリー化率を調査したところ、当区のバリアフリー化率は 23 区中 19 番目であり、他区からも大きく後れを取っていた。

バリアフリー化率については、バリアフリースイートの割合だけでなく、「地域間のバリアフリー化率に大きな格差が生じないように調整を行う」とし、「この「地域」については、区内に配置された 18 地域センターの管轄地域を基準とする」としている。しかし、地域別のバリアフリー化率は計画当初から把握・分析されておらず、実際の整備についても、南部・北部土木サービスセンターが管轄区域内のバランスを考慮して整備する程度であった。

計画として掲載する事項については、適切な現状把握と、それに基づいた指標及び目標値の設定、その目標を達成するために必要とされる取組を設定することが重要である。地域間のバリアフリー化率については、今後も平準化を目指すのであれば、まずは詳細な現状分析を行うことが求められる。

③ トイレの案内表示、トイレマップの作成について

外出時に利用するトイレとしては、公園・公衆トイレのほか、公共施設のトイレも考えられる。公共施設は利用日・時間に制限があるため、日時を問わず利用できる公園・公衆トイレとは性質が異なるが、日中に使用するのであれば、屋外に設置されている公園・公衆トイレよりも快適に使用できる可能性が高い。

トイレ計画では、「公園トイレを設置していない公園については、周辺のトイレの案内表示について検討する」、「「トイレマップ」の作成や、公共施設に案内板を設置することを検討する」としているが、いずれも作成されておらず、検討にも至っていなかった。

区は、「赤ちゃんの駅⁹」や「クーリングシェルター¹⁰」など、必要があれば区民が気軽に公共施設を利用できる取組を実施している。トイレについても同様に、施設側、利用者側の双方が、必要に応じて公共施設を利用できるという認識を共有することが重要である。

トイレに関する情報の周知は、区民の利便性を損なわずに公園・公衆トイレを集約化することにつながる可能性がある。施設の設置（ハード面）だけでなく、情報提供や案内（ソフト面）も含めた両面から公園・公衆トイレの適正配置を進めることが必要である。

④ トイレの清掃回数について

公園・公衆トイレの清掃については、指定管理者等の管理によるものを除き、南部・北部土木サービスセンターが清掃業者に委託している。日常清掃の回数は公園により週1回～1日2回と頻度が異なり、この回数は、日頃の汚れ具合、苦情や陳情の頻度等により個別に設定している。

公園・公衆トイレの令和5年度の清掃回数は、図表3のとおりである。

図表3 公園・公衆トイレの令和5年度清掃回数（単位：箇所）

区 分	週 1	週 2	週 3	週 3～4	週 5	日 1	日 2
箇所数	2	48	62	86	6	20	4

228か所のトイレのうち、204か所のトイレが週1～5回の清掃であり、1日1回以上清掃を行っていたのは、約1割の24か所であった。

⁹ 赤ちゃんの駅とは、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように区が指定した施設のことである。施設の入口に専用のフラッグ・ステッカーを掲示し、利用できることを示している。令和6年6月1日現在、189か所に設置。

¹⁰ クーリングシェルターとは、熱中症対策のために区内施設に設置した一時休憩所のことである。施設の入口にのぼり等を設置し、休憩のために利用できることを示している。令和6年度は、6月1日から10月23日までの期間、64か所で実施。

一方、監査委員事務局において他区のトイレの清掃状況について調査したところ、23 区中 16 区が全ての公園・公衆トイレについて 1 日 1 回以上清掃を行っており、当区の清掃回数は極めて少ないことがうかがえた。

公園・公衆トイレは屋外に設置されており、不特定多数が 24 時間使用できるため、屋内トイレと同等の水準を保つことは困難である。しかし、トイレの清潔さと快適さは、利用者にとって区の印象を左右する重要な要素である。現在は、ICT の活用により施設の利用者数やその属性を測定することが可能であり、従前は測定が困難であったことも測定可能となっている。区でも、GPS データ分析ツール¹¹ 等、様々な技術の導入を進めているため、これらの技術を事業に取り入れることについても、更なる研究が望まれる。

⑤ トイレの総数について

「①トイレの配置について」（10 頁）で述べたとおり、区は、隣接するトイレからの距離に関わらず新設・改築しているため、区の公園・公衆トイレの総数は高止まりした状態となっている。この状況を踏まえ、監査委員事務局において他区の公園・公衆トイレの配置状況を調査したところ、トイレが密に配置されるほど、1 か所当たりの清掃・補修費用が少なくなるという傾向があった。これは、限られた予算で多くのトイレを維持管理する必要があることから、1 か所のトイレにかけられる費用が少なくなっているものと推測される。

トイレ 1 か所当たりの半径¹² が短い順（配置密度が高い順）の清掃・補修費用は、図表 4 のとおりである。

¹¹ GPS データ分析ツールとは、大手通信事業者が提供する位置情報を活用し、人の流れを分析する Web サービスのことであり、区は令和 4 年 7 月から導入している。主な機能のうち「施設分析」において、建物の形状に合わせた領域の来訪人数、滞在時間、性別、年代、居住地などを分析することができる。

¹² 区の面積をトイレの箇所数で割った面積の半径。トイレを中心とした円の大きさを示し、短いほどトイレ同士の距離が近いことを表す。

図表 4 トイレ 1 か所当たりの半径が短い順の清掃・補修費用

区 分	A 区	B 区	C 区	D 区	E 区	板橋区
半 径 (順位)	176.0m (1 位)	190.6m (2 位)	198.0m (3 位)	204.0m (4 位)	207.7m (5 位)	211.6m (6 位)
費 用 (順位)	167,641 円 (23 位)	318,382 円 (21 位)	788,569 円 (10 位)	424,013 円 (17 位)	349,828 円 (19 位)	615,805 円 (15 位)

※費用はトイレ 1 か所当たりの令和 5 年度決算額暫定値（出納閉鎖前の決算額）

※費用の順位は、金額の高い順

トイレ 1 か所あたりの費用が少ないということは、清掃や補修などの維持管理に十分な費用をかけられないということであり、清潔感・快適性などの質の低下につながるものと考えられる。当区の清掃回数が少ないこととの関係性を含めて、適切なコスト水準については、今後研究する必要がある。

トイレの設置については区民の要望もあり、適正な数というものに議論があるところではあるが、限られた予算の中で質の向上を目指す観点から考えると、既設トイレのあり方について踏み込んだ考察を行い、総数の適正化について一層の検討を進めていく必要がある。その際には、現計画で達成が不十分である、周辺の区施設を含めた利用環境やバリアフリー化の状況と併せて考えていかなければならない。

公園・公衆トイレは、区の「公共施設等ベースプラン¹³」の対象施設である。令和 8 年度からの新たなトイレ計画の策定に当たっては、暮らしやすいまちを実現する経営資源の一つであることを意識して、ファシリティマネジメント¹⁴の考えに基づきながら、実効性ある内容を検討していくことが望まれる。

¹³ 公共施設の改築・改修等の実施時期を示した基礎計画。基本計画 2025 に定める「公共施設等の整備に関する基本方針」に沿って施設整備を進めるための情報をまとめている。国の「インフラ長寿命化基本計画」における「公共施設等総合管理計画」及び「個別毎の長寿命化計画」に対応するものとして位置付けられている。

¹⁴ ファシリティマネジメントとは、社会の変化に対応して、経営的視点に立って施設を有効・適切に計画・整備・管理・運営する仕組みのことである。

⑥ トイレの洋式化とバリアフリー化について

区は、全ての公園・公衆トイレのバリアフリー化を目指しているが、トイレの数が多いため、バリアフリー化するまでの応急対策として、便器の洋式化を進めている。バリアフリー化には、トイレまでの経路の整備も含めて 3,000 万円以上の経費が必要となるが、洋式化は 1 基 100 万円前後で整備が可能である。

洋式化については、トイレ計画では言及されておらず、区民等からの要望に応じ、南部・北部土木サービスセンターが予算を計上して実施している。このため、計画的に実施されず、1 か所のトイレを数年にわたって洋式化する、洋式化した数年後にトイレ全体を改築するなどの状況が生じている。

改修・改築年度の近いトイレは図表 5 のとおりである。

図表 5 改修・改築年度の近いトイレ

区 分	年 度 ・ 内 容
見次公園（首都高速寄り）	H27 洋式化(女)、H30 洋式化(男)
高島平九丁目第二公園	H28 洋式化、R5 改築
高島平緑地（新高島平駅前）	H30 洋式化(女)、R1 洋式化(男)、R3 洋式化(女)
西台駅前公衆便所	R2 洋式化(男女)、R3 洋式化(女)
赤塚七丁目児童遊園	R3 洋式化、R5 改築

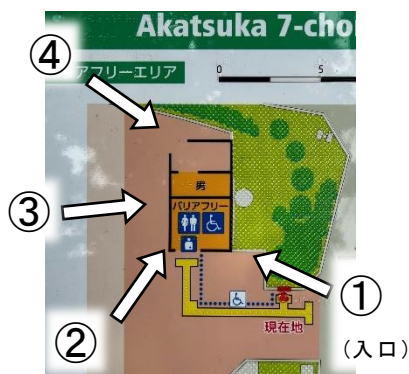
特に赤塚七丁目児童遊園については、令和 3 年度に洋式化した後、2 年後の令和 5 年度にトイレ全体が改築されており、設置したばかりの洋式便器を短期間で撤去していた。

区内の公園・公衆トイレは、依然として和式便器が多く、また、全てのトイレをバリアフリー化するには、現計画のペースでは 30～40 年かかる計算となる。よって、トイレの洋式化は今後も強く要望されることが予想されるが、限られた予算を無駄にすることのないよう、南部・北

部土木サービスセンターは、トイレ計画との調整を十分に行うことが必要である。

(4) 現地視察の状況

現地視察を行った公園のうち、トイレ計画を策定した平成 28 年度以降にトイレを新設・改築した公園は、赤塚植物園 (R2 改築)、東板橋公園 (動物園事務所棟・R2 新設)、赤塚七丁目児童遊園 (R5 改築)、高島平七丁目公園 (R5 改築) である。このうち、赤塚七丁目児童遊園については、入口から見て右手にトイレが設置されており、入口に近い方がバリアフリートイレ、遠い方が男子小便器となっている。しかし、入口側に男子用トイレのピクトグラムがないため、一見しただけでは男子用トイレの存在に気付くことができなかった。北部土木サービスセンターは、近隣住民の声を受け、入口側プレート下部にトイレ配置図を掲示していたが、上部のピクトグラムに比べ小さい上にわかりにくく、状況が改善したとは言い難い状況であった。



赤塚七丁目児童遊園 案内板



① 入口から見たトイレ



ピクトグラム
と配置図



② 公園内から見たトイレ



③ 公園奥から見たトイレ



④ 右奥に入ると男子用

区は、バリアフリースイイレに男子小便器が併設されたトイレを標準トイレとしているが、男子小便器が適切に利用されなければ、区が想定した利用形態が実現せず、整備の効果が発揮されないことになる。

公園は、構造上の問題からトイレの場所や配置がわかりにくいことも多い。トイレの表示については、適切に利用できるよう、誰にとっても見やすくわかりやすい表示を設置することが求められる。

3 公園遊具の改修整備について

(1) 公園遊具の概況

区内には、令和6年4月1日現在、1,104基の公園遊具が設置されている。

公園遊具の設置状況は、図表6のとおりである。

図表6 公園遊具の設置状況

(単位：基)

区 分	数	区 分	数	区 分	数
砂場	204	複合遊具	71	太鼓はしご※3	6
ブランコ	167	スプリング遊具着座型	31	ロープウェイ	5
すべり台	163	動物（固定型）	29	回転遊具	5
リンク遊具※1	127	シーソー	22	クライム遊具※4	4
特別遊具※2	120	ジャングルジム	21	雲梯	3
鉄棒	113	平均台	12	チェーンネットクライム※5	1
合 計			1,104		

※1 動物や乗り物に模した台座に乗って揺らして遊ぶ遊具

※2 ストレッチや簡単な筋力トレーニングなどの運動ができる遊具

※3 全体がアーチ状になっている雲梯

※4 壁に付いた突起に手足をかけて登って遊ぶ遊具

※5 壁のように張られたチェーンを登って遊ぶ遊具

設置数の多い遊具は、砂場、ブランコ、すべり台であり、これは長寿
命化計画策定当時の平成27年度から変わっていない。一方、4番目に
多いリンク遊具は、平成27年度の71基から127基へと大きく設置数
を伸ばしている。

設置数の増減が大きい遊具は、図表7のとおりである。

図表7 設置数の増減が大きい遊具

(単位：基)

区 分	平成27年度	令和6年度	増減
リンク遊具	71	127	+56
スプリング遊具着座型	76	31	△45
特別遊具	84	120	+36

このうち、リンク遊具とスプリング遊具は、どちらも動物や乗り物に模した台座に乗って揺らして遊ぶ遊具であるが、スプリング遊具は台座の下にある可動部がバネであるのに対し、リンク遊具は棒状になっている。スプリング遊具は、力を加えれば前後左右に揺らすことができるが、その分落下の危険が増し、またバネ部分の金属疲労が目視で確認できないことから、予期せぬ破断が生じることがある。一方リンク遊具は、リンク機構という機械の仕組みを用い、振り子運動でスライドするため、可動域は前後だけだが、その分安全であり、金属疲労も少ないため、壊れにくく長持ちする。



スプリング遊具



リンク遊具

スプリング遊具からリンク遊具に変更していることは、安全面、経済面から有効な取組であり、高く評価することができる。

また特別遊具も増加しているが、これは公園改修時の区民要望により健康遊具が増えていることによる。少子高齢化に伴い、公園利用者に占める高齢者の割合が増加しており、公園の使われ方も多様化していることから、このように区民の声を反映し、時代に即した遊具を設置することは、効果的な取組であると言える。

(2) 長寿命化計画の概要

区は、公園施設のうち、多くの子どもが利用し安全確保が必須である遊具を対象とし、長寿命化計画を策定している。計画の基本方針は、1) 子どもたちの安全確保を第一とする、2) 施設のライフサイクルコスト

縮減を目的とする、３）予防保全型管理・予測保全型管理・事後保全型管理¹⁵ を使い分けるというものであり、その上で、遊具の長寿命化にあたっては、１）予防保全型管理、予測保全型管理の区分を行う、２）安全領域確保の見地から、ほかの遊具への変更、又は撤去も考慮する、３）ハザード（危険）を持つ遊具については部分修繕等で早急にハザードを排除するとしている。

維持修繕にあたっては、遊具の分類ごとに更新サイクルの標準シナリオを設定し、そのサイクルについて、標準使用期間の約２倍の年数としている。また、同シナリオに基づき、更新と維持修繕の年次計画を作成し、経費の平準化を行うとし、これらの効果として、ライフサイクルコストは１０年間で約１億５,６００万円の縮減が見込まれるとしている。

（３）計画の実行状況

区は、長寿命化計画において、遊具の長寿命化対策により、年次ごとの経費の平準化、ライフサイクルコストの縮減が見込まれるとした。しかし、令和５年度までの実績、令和６年度予算を確認すると、平準化とした経費は３,４７７～８,３１１万円/年と幅があり、縮減額も１,０２４万円と目標の６％程度に留まった。

維持更新の費用実績は、図表８のとおりである。

¹⁵ ・ 予防保全型管理…劣化・損傷状況を目視等で確認できる施設について、時間経過を予測し、それらを未然防止するため計画的に修繕する方法
・ 予測保全型管理…劣化・損傷状況を目視等で確認できない施設について、分解検査等により把握した健全度に基づき、それらを未然に防止するために修繕する方法
・ 事後保全型管理…劣化・損傷等が確認された時点で修繕する方法

図表 8 維持更新の費用実績

(単位：円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支出額	34,765,200	37,284,300	42,078,730	41,814,632	45,890,045
区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※ 1
支出額	45,379,620	45,934,900	83,110,500	65,774,500	51,100,000
合 計 (A)				493,132,427	
長寿命化対策をしない場合の事業費概算 (B) ※ 2				503,370,000	
縮 減 額 (B) - (A)				10,237,573	

※ 1 令和 6 年度は予算額

※ 2 長寿命化対策をせず、全ての遊具を標準使用期間で更新した場合の事業費

令和 4 年度の支出額が突出しているが、これはコロナ禍における区の地域経済対策¹⁶ によるものである。当該年度が前年度と同額であったとして計算すると、経費は約 3,477～6,577 万円/年であり、縮減額は 4,741 万円となるが、なお目標からは遠い数値である。ただし、計画策定当初から今日まで、設備修繕・維持に係る消費者物価指数は上昇し続けており、特に近年は建設資材や人件費が高騰していることから、これをもって長寿命化対策の効果が十分でなかったと判断することはできない。

事業の実績を確認するためには、それに足る資料が欠かせない。長寿命化計画の経費平準化と縮減は、消費者物価指数等の影響を反映すれば一定の成果が出ているものと推測されるが、本監査ではそれを確認することができなかった。令和 7 年度からの新しい長寿命化計画では、本計画での実績を総括し、計画終期に成果を確認できるよう目標を設定することが必要である。

¹⁶ 新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した地域経済の立て直しを進めるため、区は、令和 4 年度予算において全庁的に地域経済活動への支援を行った。そのうちの一つの事業として、区発注工事の増加による区内事業者支援が行われた。

（４）現地視察の状況

現地視察を行った遊具のある公園については、長寿命化計画を策定した平成 27 年度以降にいずれかの遊具が塗装・修繕・更新されており、計画に基づき、概ね適切に予防保全型・予測保全型の管理がされていることが確認できた。今後の更新としては、赤塚七丁目児童遊園の 2 連鉄棒が令和 6 年度に更新予定であり、南板橋公園、高島平七丁目公園の遊具の一部が、「こどもの池」の改修に伴い移設が検討されているということであった。

遊具の更新については、公園の全体改修の際にはワークショップ等で地域の意見を取り入れているが、遊具を単独で更新する際には、基本的には同種の遊具を設置している。しかし、公園に求められる機能が多様化していること、一度設置した遊具は長期間更新されず、その間常に維持管理経費がかかることを鑑みると、遊具の選択については、一層の慎重さが求められる。

区は、「板橋区パークマネジメントガイドライン」において、「みんなでつくる 人をつなぐ公園」の実現を目指しているところである。遊具の設置についても、利用者の声を十分に取り入れるなど、地域と一体となった公園づくりを実現することが望まれる。

4 「こどもの池」の改修整備について

(1) 「こどもの池」の現況

区内には、令和6年4月1日現在、21か所の「こどもの池」が設置されている。「こどもの池」の運営は、主に町会組織を主体とした「こどもの池管理運営協力会」（以下「協力会」という。）に委託しており、協力会は、監視、清掃及び水質保全業務を行っている。

「こどもの池」の設置状況は、図表9のとおりである。

図表9 「こどもの池」の設置状況

No.	公園名	全体(m ²)	池(m ²)	水深(cm)	開設 改修	その他
1	南板橋公園	362.1	73	10～28	S47	廃止 改修予定
2	板橋大山公園	268.8	100	30～60	S48	
3	板橋公園	608.7	133	15～30	S43	
4	本町児童遊園	80.3	30	20	S51	
5	水久保公園	268.5	91	25～70	S49	
6	七軒家公園	357.0	98	11～32	S45	運営団体不在のため休止
7	大原公園	197.2	99	25～70	S49	
8	宮本公園	497.7	127	0～60	S50	
9	城北公園	472.0	138	30～60	S51	
10	蓮根三丁目公園	158.7	94	6～30	S57	
11	前野公園	330.0	108	10～30	H29	
12	東山公園	544.3	260	30～60	S49	
13	四葉公園	485.9	107	40～60	S48	廃止 水遊び施設に変更予定
14	下赤塚公園	332.7	78	12～30	S47	
15	上赤塚公園	332.0	87	30～50	H29	運営団体不在のため休止
16	成増北第一公園	427.1	94	13～30	S45	
17	西徳第一公園	988.5	228	12～80	S43	
18	高島平一丁目第三公園	333.8	128	20～60	S48	
19	高島平四丁目公園	313.9	73	30～60	S50	廃止 改修予定
20	高島平七丁目公園	426.7	171	0～30	S53	廃止 水遊び施設に変更予定
21	しらさぎ公園	451.1	93	0～30	S54	

※その他欄の運営状況は令和5年度実績

(2) こどもの池計画の概要

施設の統廃合を目的として策定されたこどもの池計画は、1) 利用対象年齢の子ども人口がほぼ半減していることから、施設数についてもピーク時からの半減を目標とする、2) 当初の廃止施設は、配置バランスの低い地区以外から選定する、3) 以降、改修時期を迎えた施設は、「こどもの池として更新」、「噴水施設等への移行」、「施設の廃止」を決定する、4) 以上により、「こどもの池」として存続・更新する施設数を、利用対象年齢人口に相応した規模とするとした。よって、同計画では終期を定めず、具体的な廃止施設については、計画時に選定された3つの公園(舟渡三丁目公園、下赤塚児童遊園、大谷口児童遊園)を除き、老朽化等の状況を踏まえて順次決定するとした。

(3) 計画の実行状況

こどもの池計画に基づき、区は、「こどもの池」を順次廃止し、遊具広場等に変更した。

「こどもの池」の施設数推移は図表 10、廃止施設の状況は図表 11、施設配置バランスの状況は図表 12 のとおりである。

図表 10 「こどもの池」の施設数推移

(単位:箇所)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	29	29	27	26	26	25	25	24	21

※各年度4月1日現在

図表 11 廃止施設の状況

No.	公園名	全体 (㎡)	池 (㎡)	水深 (cm)	開設 改修	撤去	その他
1	舟渡三丁目公園	155.6	32	10～40	S52	H29	遊具広場に変更
2	下赤塚児童遊園	111.8	38	30	S51	H29	遊具広場に変更
3	大谷口児童遊園	359.2	89	10～30	S46	H30	遊具広場に変更
4	小豆沢公園	543.0	80	40～70	S42	R2	運動施設に変更
5	徳丸公園	148.4	31	30	S54	R4	遊具広場に変更
6	中台公園	417.2	102	30～60	S51	R5	遊具広場に変更
7	東坂下二丁目公園	276.8	90	16～30	S55	R5	遊具広場に変更
8	高島平九丁目第二公園	325.8	86	19～30	H6	R5	遊具広場に変更

図表 12 施設配置バランスの状況

地域 \ 指標	子ども人口 (A)	利用者数 (B)	地域面積 (C)	(A)～(C) 平均値	(参考) H27平均値
板 橋	－0.7か所	－1.3か所	＋0.2か所	－0.6か所	－1.2か所
常盤台	＋0.6か所	＋1.0か所	＋0.5か所	＋0.7か所	±0.0か所
志 村	－1.2か所	－1.6か所	－0.4か所	－1.1か所	－1.5か所
赤 塚	＋0.2か所	＋0.2か所	＋0.5か所	＋0.3か所	＋0.6か所
高島平	＋1.0か所	＋1.7か所	－0.9か所	＋0.6か所	＋2.4か所

※令和 6 年 4 月 1 日現在

※表の数字は、各指標の地域ごとの最適な施設数との差(計算値)を表す。0 に近いほど最適な施設数に近い。

こどもの池計画において選定した 3 つの施設を含め、「こどもの池」は順次計画的に廃止されており、同計画は、目標である施設数のピーク時からの半減を達成していた。また、施設の配置バランスについても、平成 27 年度の状況に比べ、ほとんどの地域で改善し、地域ごとの差も減少していた。目標の達成が見込まれた令和 3 年までおよそ 6 年間であり、施設の廃止という地域住民への丁寧な説明と理解が必要となる事業が滞りなく進んだことは、所管課の堅実な取組の結果であると評価することができる。

（４）水遊び施設方針の概要

「こどもの池」の更新方針として策定された水遊び施設方針は、こどもの池計画策定時の課題である利用対象年齢人口の減少に加え、１）

「こどもの池」は夏季のみの限定された施設利用であること、２）地域が見守る運営体制の維持が困難であること、３）猛暑等の影響により、運営を中止・中断する日数が増加していることなどの課題があるとし、

「こどもの池」を更新する際は、原則として「新たな水スタイル」の施設へと転換することとした。

「新たな水スタイル」の施設とは、区がこれまで整備してきたプール型の施設とは異なり、誰もが気軽に水に触れて遊ぶことのできる施設を指す。代表的なものとして、地中等から水を出し、緩やかな凹型の地面にため、そこで遊ぶことのでき



東板橋公園のドライ噴水

る「ドライ噴水」と呼ばれる水遊び施設がある。水着を着用する必要がなく、オムツをはいた乳幼児でも遊ぶことが可能で、水を出さなければ通常の広場として利用できるため、公園の敷地を有効活用することができるのが特長である。

区は、水遊び施設方針策定前の平成 21 年、東板橋公園内の「こどもの池」を改修し、ドライ噴水を設置している。令和 6 年度現在、これが区で唯一の「新たな水スタイル」の施設となっている。

（５）方針の実行状況

水遊び施設方針の策定後、廃止が決まった「こどもの池」は 4 か所（南板橋公園、四葉公園、高島平四丁目公園、高島平七丁目公園）であり、うち 2 か所（四葉公園、高島平七丁目公園）については、「新たな水スタイル」の施設への変更が決定している。

「こどもの池」の開設は昭和 40～50 年代であり、特に昭和 47 年から 51 年の間は、毎年 2～3 か所のペースで施設が整備されている。よって、今後も次々と老朽化した施設が改修時期を迎え、「こどもの池」の更新事業が続くことが見込まれる。更新に当たっては、同方針に基づき、確実に事業を遂行することが望まれる。

(6) 「こどもの池」の運営状況について

「こどもの池」の統廃合は着実に実施されていたが、運営については課題も見受けられた。

区は、「こどもの池」の運営を協力会に委託しており、委託料は履行確認後に支払うとしているが、準備をした上で中止となった場合も支払いを行っている。令和 5 年度は、猛暑により熱中症警戒アラートが頻発し、「こどもの池」が開業できたのは 6 日であったが、委託料の支出は、23 日開業した令和 4 年度よりも多かった。

「こどもの池」運営委託料の支出状況は、図表 13 のとおりである。

図表 13 「こどもの池」運営委託料の支出状況

区 分	令和元年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数	25 か所	15 か所	15 か所
開業日数	32 日	23 日	6 日
運営委託料	22, 095, 100 円	14, 220, 000 円	14, 630, 400 円

※令和 2・3 年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

区は、開業できなかった場合でも、現地における中止看板の掲示、清掃、区と連絡を取るなどから、通常と同額の委託料を支払っている。また、協力会は町会団体が主体となっており、「こどもの池」は地域のコミュニティの場となっていること、順次「新たな水スタイル」の施設に変更する予定であることなどから、運営を民間業者やシルバー人材

センター等に委託する考えはないとのことであった。その上で、令和 6 年度からは「こどもの池」の開催時間を二部制（9～11 時、11～13 時）とし、前日に発表される暑さ指数により、一部のみ中止、二部のみ中止、いずれも中止の三段階に分け、開業日を増やすことを目指すとしている。

中止された場合も開業された時と同額の委託料が支払われることは、費用対効果の観点からは望ましくない。「こどもの池」の運営委託については、仕様書や契約方法だけでなく、委託のあり方そのものについても検討を続けることが求められる。

また、令和 5 年度の開業期間に「こどもの池」は 21 か所あったが、うち 6 か所は休止となっており、その中には、改修して年数が浅いにも関わらず、協力会が不在のため休止となった「こどもの池」があった。

令和 5 年度休止施設は、図表 14 のとおりである。

図表 14 令和 5 年度休止施設

区 分	公 園 名 ※（ ）内は開設・改修年
協力会不在のため 休止	南板橋公園 (S47)、七軒家公園 (S45)、 上赤塚公園 (H29)、高島平四丁目公園 (S50)
施設老朽化のため 休止	四葉公園 (S48)、高島平七丁目公園 (S53)

協力会不在のため休止した 4 施設のうち、南板橋公園、高島平四丁目公園は「こどもの池」の廃止が決定しているが、協力会に委託できれば開業できたものであり、また、上赤塚公園は平成 29 年に改修された最も新しい「こどもの池」であるにも関わらず、協力会不在のため休止となっていた。

区の「こどもの池」はプール型であり、安全面の観点から監視員は必須となる。しかし、運営委託している協力会は 65 歳以上の会員が多く、

高齢化・担い手不足の状態であり、近年の猛暑においては、会員自身の安全も危ぶまれる状況である。区は、委託のあり方を検討すると同時に、長期的な視野に立ち、今般の問題が引き続くことのないよう、地域住民の声を十分に聞きつつ、説明責任を果たし、「こどもの池」を「新たな水スタイル」の施設に更新することなどが求められる。

5 公園灯の LED 化の推進について

(1) 公園灯の LED 化の概要

公園灯の電球として多く使用されてきた水銀灯が製造中止となった¹⁷ ことから、区は、グリーンプラン 2025 において公園灯の LED 化を定め、電球の長寿命化、電気料の削減によるコスト削減を図るとした。本事業は、基本計画 2025 で定める基本政策「快適で魅力あるまち」の施策「区道・橋りょう等の安全で快適な環境の確保」を推進する主要事業として「いたばし



LED 化された公園灯

No.1 実現プラン 2021」に初めて掲載され、以後、計画的に進行管理されている。また、照明の LED 化は消費電力の削減となるため、「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」¹⁸ の進捗管理に資する指標としても用いられている。

区は、令和元年度から更新工事を開始し、改修予定のある公園以外の公園灯を、令和 6 年度までに全て LED 化するとした。

公園灯の LED 化更新工事の状況は、図表 15 のとおりである。

図表 15 公園灯の LED 化更新工事の状況

(単位：基)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	316	316	316	316	391	70
工事実績	238	237	284	764	201	

施工単価上昇のため、当初の計画よりも少ない実績が続いていたが、令和 4 年度、区の地域経済対策（21 頁参照）により事業量を増加した

¹⁷ 2013(平成 25)年、水銀による汚染防止を目指した「水銀に関する水俣条約」が採択され、一般照明用の高圧水銀灯については、2021(令和 3)年から製造・輸出入が禁止とされた。

¹⁸ 「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」とは、温室効果ガス排出量削減に向けた区民・事業者・区の取組を定めた計画のことである。

ことで実績数を上げ、計画どおり令和6年度での施工完了が見込まれている。

(2) LED化による効果について

一般的に、水銀灯をLED照明に変更すると、消費電力は1/2～1/4となり、50～75%程度の節電効果が得られるとされる。区の計算では、公園灯は従来の器具よりも消費電力が60.3%減少するとしており、実際に公園の電気料、電気使用量は年々減少している。

公園電気料・電気使用量の推移は、図表16のとおりである。

図表16 公園電気料・電気使用量の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気料	58,901,191 円	51,313,907 円	50,502,681 円	49,956,283 円	37,115,851 円
電気使用量	2,450,304kWh	2,263,526kWh	2,090,349kWh	1,669,727kWh	1,433,071kWh

※公園全体の電気料、電気使用量

公園の電気料金については、公園の状況によって定額制・従量制と契約が異なり、また表の数字は公園全体の電気料・電気使用量となっているため、全てが公園灯のLED化によるものとは言えないが、毎年順調に減っていることから、LED化による節電効果が現れているものと推測される。

また、電気使用量の削減は二酸化炭素排出量の削減にもつながる。公園灯のLED化による二酸化炭素排出削減量の推移は、図表17のとおりである。

図表17 公園灯のLED化による二酸化炭素排出削減量の推移 (単位: t)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
削減量	61.88	61.62	73.84	198.64	53.26

※更新1基当たり年間0.26t削減として算出

区は、スマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、令和4年1月に「ゼロカーボンいたばし 2050」を表明した。これは、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すものであり、公園灯のLED化による二酸化炭素排出量削減は、ゼロカーボンシティ実現に寄与する取組であると言える。

また、LED 照明は水銀灯に比べ長寿命であり、その差は4～10倍とされる。公園灯においては従来の器具に比べ約5倍の寿命とされ、およそ3年ごとに行われていた交換が15年ごとで済み、作業量の削減が見込まれている。さらに、LED 照明は水銀灯に比べ、点灯速度、発熱温度、演色性¹⁹ のいずれも高性能であるため、適正な照度分布による夜間利用者の安全確保にも寄与している。

水銀灯の製造中止をきっかけに始められた事業であるが、計画した期間で着実に実行し、環境面だけでなく、公園利用者の快適性も向上させたことは、高く評価することができる。

¹⁹ 演色性とは、光源による色の見え方のことであり、自然光（太陽光）に近いほど良いとされる。

6 公園内の傾斜地管理について

崖線沿いの斜面地に整備された公園緑地等の中には、都が指定した土砂災害警戒区域²⁰に含まれている箇所があり、区は、これらについての斜面の安定性を確認するため、専門業者による点検を平成30年度・令和元年度の2か年で行った。その結果、調査した36か所の公園緑地等のうち、中台南坂緑地、中台二丁目公園、西台公園、日暮台公園の4か所について対策の検討が必要とされ、既に工事を開始していた中台南坂緑地を含め、順次斜面地安定工事を行うこととした。

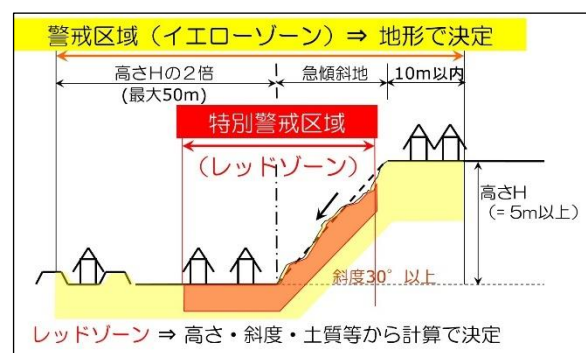
斜面地安定工事の実施状況は、図表18のとおりである。

図表18 斜面地安定工事の実施状況

区 分	測量、地質調査、樹木診断、予備設計	詳細設計	工 事
中台南坂緑地	平成29年度実施	平成30年度実施	令和元年度実施
中台二丁目公園	令和3年度実施	令和4年度実施	令和5・6年度実施
西台公園	令和4年度実施	令和5年度実施	令和6年度実施予定
日暮台公園	令和5年度実施	令和6年度実施予定	令和7年度実施予定

※中台南坂緑地については、建築指導課から危険な崖・よう壁の指摘を受けていたため、平成29年度から予備設計を開始している。

土砂災害警戒区域は地形条件により指定されるため解除されないが、その一部である土砂災害特別警戒区域²¹は、斜面地安定工事をして基準を満たせば指定解除となる。区は、工事を実施した箇所について



土砂災害警戒区域等の指定範囲
(東京都建設局ホームページより引用)

²⁰ 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあるとされる区域のことである。都道府県が調査・指定し、区市町村は警戒避難体制の整備が求められる。

²¹ 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあるとされる区域のことである。当該区域の建築物は、構造規制、移転勧告等を受ける。

は、都と協議し、土砂災害特別警戒区域の解除を目指すとしている。

また、土砂災害警戒区域の斜面地については、年に2回、職員による点検を行っている。点検では、変状を確認し、点検時の状態がわかるよう写真撮影を行

い、結果を点検票に記録している。結果については、個々の公園緑地等の単位で一覧表にまとめられ、過去からの経緯が把握できるようになっていた。

公園利用者、近隣住民の安全は、最優先で確保する必要がある。土砂災害警戒区域は、あらかじめ危険が予測されている区域であることから、その状況を定期的に確認することは安全管理上重要なことである。公園管理者の責務として、点検作業を確実に実施し、その情報を経年でわかりやすく管理している区の実践は適切であると言える。

職員点検票						
管理番号	1145	公園名	成増四丁目緑地	点検員名	■■・□□	
 18: 流水による土砂の掛け落ち				点検日		令和5年5月12日
				変状		(有)・(無)
 19: 階段の破損		  		点検日		令和5年5月12日
				変状		(有)・(無)
コメント 土留め改修済み。次回の点検から削除してください。						

斜面地職員点検票

7 整備後の公園運営について

(1) 農業園の整備

区は、赤塚植物園の隣接地にあった生産緑地²²を取得し、都市緑地として農とみどりを保全するとともに、次世代を担う子どもたちに農業体験の場を提供することを目的に、農業園を整備・増設し、令和2年5月に開園した。赤塚植物園は、武蔵野の面影を残す赤塚の丘陵地を活用し、自然や植物に親しむことができるよう、昭和56年10月に開園した公園であり、昭和61年12月には万葉・薬用園が増設されている。

赤塚植物園本園、万葉・薬用園、農業園の概要は、図表19のとおりである。

図表19 赤塚植物園本園、万葉・薬用園、農業園の概要

所在地		赤塚 5-17-14
開園時間		午前9時から午後4時30分まで（12月は午後4時まで）
休園日		年末年始（12月29日～1月3日） ウエルカムセンター休館日：月曜日、第1・3・5火曜日 （月・火が祝日の場合は直後の平日）
入園料		無料
特徴	本園	身近な里山の樹木、園芸種、農産種、野草などを幅広く植栽している。最も広く、学習室やアトリエも設置されている。
	万葉・薬用園	日本で古くから自生、栽培されている植物を収集している。万葉集に登場する植物や薬用植物を見ることができる。
	農業園	畑、果樹園、観賞用家庭菜園の「ポタジェ」があり、野菜や果樹を観て楽しむことや、収穫体験等ができる。



赤塚植物園本園



万葉・薬用園



農業園

²² 生産緑地とは、良好な都市環境を形成するために都市計画制度で定めた市街地区域内の農地のことである。税制面で優遇されるが、建築行為等の制限を受ける。

農業園では、主に子どもたちを対象としたイベントを開催し、徐々にその数を増やしている。

農業園のイベント参加者数推移は、図表 20 のとおりである。

図表 20 農業園のイベント参加者数推移

(単位:人)

区 分	内 容	R2	R3	R4	R5
農業体験プログラム	学校・園単位で小学生・保育園児を募集し、1年間農業体験を行う。	一部把握せず	563	1,181	704
秋の自然体験 DAY	11月に、収穫・クラフト体験・自然観察のイベントを行う。	95	70	54	71
親子で農業体験 (R3～)	全3回の日程で、親子向けの農業体験を行う。		108	50	65
グリーンフェスタ 収穫体験 (R4～)	5月開催のグリーンフェスタにおいて、野菜の収穫体験を行う。			54	117
農業園ボランティア (R5～)	近隣小学校・保育園を対象とし、畑の草取り、水撒き等を行う。				64
合 計		95※	741	1,339	1,021

※令和2年度は、農業体験プログラムの人数を一部把握していなかったため、秋の自然体験 DAY のみの人数としている。

イベント参加者数は概ね増加傾向であり、多くの子どもたちやその保護者が農に触れる機会を得るようになったことがわかる。しかし、農業園のイベントは応募人数が多く、参加希望者を受け入れ切れていない状況である。

農業園のイベント応募・参加人数は、図表 21 のとおりである。

図表 21 農業園のイベント応募・参加人数

(単位:人)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	定員	応募	参加	定員	応募	参加
親子で農業体験※	20	596	50	25	161	65
秋の自然体験 DAY	68	508	54	89	541	71
グリーンフェスタ収穫体験	60	190	54	64	582	117

※親子で農業体験は全3回実施しており、参加者数は延べ人数である。

また、子ども向けの収穫体験事業は、赤塚支所が管轄する農業体験農園（赤塚5-22）でも実施されている。

農業園と農業体験農園の子ども向け収穫体験事業の比較は、図表 22 のとおりである。

図表 22 農業園と農業体験農園の子ども向け収穫体験事業の比較

区 分	イベント名	時 期	内 容	対 象	費 用	定 員
農業園 (みどりと 公園課)	親子で 農業体験	10～1月・3日	野菜育成、さ つま芋収穫等	小学生 以下	無料	25人
	グリーンフェ スタ収穫体験	5月 (グリーンフェスタ内)	春菊、カブ等 の収穫体験	小学生 以下	1組 600円	16人(8組) ×4回
農業体験 農園 (赤塚支所)	じゃがいも 収穫体験	6月中旬・1日	じゃがいもの 収穫体験	中学生 以下	500円	一般 300人 団体 700人
	だいこん・にん じん収穫体験	11月 (農業まつり内)	大根・人参の 収穫体験	中学生 以下	300円	200人

※イベントの内容等は令和5年度実績による。

農業園の体験事業は、植付けや中間管理等の一連の農作業、同一作物の複数種の観察等、収穫だけではない総合的な農体験イベントとして実施し、農業体験農園のイベントとの差別化を図っているが、農に触れるという意味では同様のものである。

特に収穫体験をしたいという親子に

としては、まずは参加できることが重要であると考えられる。

農業体験農園のイベントも応募人数が多く、農に触れることに対する需要は高まっていると推測される。みどりと公園課は、より多くの区民が農を体験する機会を得ることができるよう、赤塚支所と十分に連携し、イベント内容を調整する等の工夫をすることが求められる。また、農業園は、農を通じた教育を推進する場としての役割も担っている。農への



農業体験の様子

理解と興味を高めるための教育的効果に資するため、教育委員会とも十分に連携することが必要である。

なお、赤塚植物園は令和 7 年度から指定管理者制度が導入される予定である。庁内の横断的な連携については、指定管理者任せにせず、みどりと公園課が積極的に調整を図ることが必要である。

(2) こども動物園のリニューアル

① こども動物園の現況

区は、身近な場所で動物に触れあうことができるよう、昭和 50 年 5 月、区立の動物園である「こども動物園」を開設した。その後、鳥や魚以外を飼えない高島平団地の子どもたちのため、昭和 54 年 3 月、高島平分園を開設した。

こども動物園の概要は、図表 23 のとおりである。

図表 23 こども動物園の概要

区 分	板橋こども動物園	こども動物園高島平分園
所 在 地	板橋 3-50-1(東板橋公園内)	高島平 8-24-1(徳丸ヶ原公園内)
開園時間	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで(12~2 月は午後 4 時まで)	
休 園 日	月曜日 (祝日の場合は直後の平日) 年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)、2 月第 3 火曜日	
入 園 料	無料	
特 徴	草屋根、壁面緑化等で SDGs を体現している。日常プログラムとして、ポニー引馬、モルモットだっこなどがある。	都営三田線高島平駅から徒歩 5 分で行ける小さな動物園。本園にはいないシカやセキセイインコを飼育している。



板橋こども動物園



こども動物園高島平分園

板橋こども動物園は、施設の老朽化に伴い大規模改修し、令和2年12月にリニューアルオープンした。改修に当たり、草屋根と壁面緑化を取り入れ、室内の断熱・保温効果で環境に配慮し、二酸化炭素の発生抑制、室内温度の適正化を図っている。ま



板橋こども動物園の草屋根

た、事務所棟には、キッズルーム、おむつ交換スペース、授乳室、親子トイレ、幼児用トイレを配備し、誰もが気軽に利用できるようになって



親子トイレ

いる。また、改修と同時に指定管理者制度を導入し、現在は動物園部分を含む公園全体を指定管理者が管理・運営している。

板橋こども動物園のリニューアルオープン時はコロナ禍であったが、来園者数は再開後間もなく従前と同規模となり、概ね増加傾向となっている。

こども動物園の来園者数推移は図表 24、特別イベント参加者数推移は図表 25 のとおりである。

図表 24 こども動物園の来園者数推移

(単位: 延人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
板 橋	380, 589	121, 090	-	173, 613	364, 772	397, 496	370, 638
高島平	164, 016	178, 033	203, 387	168, 141	184, 042	209, 061	196, 492
合 計	544, 605	299, 123	203, 387	341, 754	548, 814	606, 557	567, 130

※板橋こども動物園は改築工事のため H30. 7. 2～R2. 12. 7 まで休園

※団体来園者数を含む。

図表 25 日常プログラム等参加者数推移

(単位: 延人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ポニー教室	112	21	－	25	25	26	25
ポニー引馬	27,041	8,860	－	9,005	31,021	32,234	27,551
モルモットだっこ	121,972	73,235	40,529	40,466	87,632	139,220	126,089
ヤギヒツジえさやり	94,772	51,540	27,916	24,988	9,178	99,141	104,553
合 計	243,897	133,656	68,445	74,484	127,437	270,021	257,646

※板橋こども動物園は改築工事のため H30. 7. 2～R2. 12. 7 まで休園

※団体参加者数を含む。

また、こども動物園では、区内在住の小学3年生から中学3年生までを対象にした「こども動物クラブ」を実施している。「こども動物クラブ」は、放課後や学校が休みの日などに、動物の飼育、えさ作り、接客等の活動をするクラブで、子どもたちの情操教育や地域活動への貢献の場となっている。



「こども動物クラブ」の活動の様子

「こども動物クラブ」参加者数推移は、図表 26 のとおりである。

図表 26 「こども動物クラブ」参加者数推移

(単位: 延人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
板橋(定員 120 名)	1,373	437	－	150	945	1,389	1,433
高島平(定員 65 名)	1,078	966	738	440	703	882	788
合 計	2,451	1,403	738	590	1,648	2,271	2,221

※板橋こども動物園は改築工事のため H30. 7. 2～R2. 12. 7 まで活動休止

② 現地視察の状況

今回の監査で、板橋こども動物園、高島平分園を視察し、管理運営を担っている指定管理者から説明を受けた。

板橋こども動物園では、冷房を切った畜舎に入り、草屋根と壁面緑化の効果を確認した。区の調査では、夏季は最大 3.1 度、冬季は最大 4.0 度の冷暖効果があるとのことであり、実際に外気温よりも幾分か涼しさが認められた。動物のえさは、リニューアルオープン時に紹介された市場から無償で提供を受けていた。これは区が SDGs に力を入れていることから、形が悪い等の理由で店頭販売されない野菜を利用しているとのことであった。また、事務所棟にあるキッズルームには、多くの絵本が備えられていた。これらは毎月内容を変え、子どもたちが飽きないように工夫しているとのことであった。

高島平分園では、指定管理者の提案により授乳室が設けられ、乳児を連れた家族連れが安心して楽しめるようになっていた。



キッズルーム

また、両園とも職場体験の生徒たちを積極的に受け入れており、視察時にも区立中学校の生徒が畜舎の掃除などを行っていた。「こども動物クラブ」の子どもたちも、お揃いの帽子をかぶり、活発に動物の世話やえさ作りを行っていた。園では、子どもたちが活動しやすいよう、バックヤードの道具に名前を貼るなどの工夫をしていた。

このような整備・運営が評価され、こども動物園は、第 16 回(2022 年)キッズデザイン賞²³ 奨励賞を受賞した。受賞理由は、1) 草屋根でのヤギの放し飼いなど独特な展示手法が特徴的であり、子どもたちのリテラシー教育につながる、2) 動物を通じて地域コミュニティが豊かに

²³ キッズデザイン賞とは、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する、子どもの安全・安心と健やかな成長発達に優れた製品・活動等を表彰する顕彰制度のことである。

なるメリットがある、3) こうした取組が全国に広がり、新しい学びと体験のネットワークが構築されていくべきというものであった。

「真の体験」をテーマに、動物との触れあいを中心とした事業を展開し、その取組が優れた活動として評価されたことは、区にとって大変名誉なことである。今後も指定管理者との連携を密に取り、これまでのノウハウを生かすとともに、この優れた取組を継続・発展させていくことが期待される。



ポニー引馬の様子

検討・改善を求める事項

着眼点 1 公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。

1 トイレ計画の実効性確保について

トイレの設置については区民の要望もあり、適正な数というものに議論があるところではあるが、限られた予算の中で質の向上を目指す観点から考えると、既設トイレのあり方について踏み込んだ考察を行い、総数の適正化について一層の検討を進めていく必要がある。その際には、現計画で達成が不十分である、周辺の区施設を含めた利用環境やバリアフリー化の状況と併せて考えていかなければならない。

公園・公衆トイレは、区の「公共施設等ベースプラン」の対象施設である。令和8年度からの新たなトイレ計画の策定に当たっては、暮らしやすいまちを実現する経営資源の一つであることを意識して、ファシリティマネジメントの考えに基づきながら、実効性ある内容を検討していくことが望まれる。(P.14)

2 「こどもの池」のあり方について

中止された場合も開業された時と同額の委託料が支払われることは、費用対効果の観点からは望ましくない。「こどもの池」の運営委託については、仕様書や契約方法だけでなく、委託のあり方そのものについても検討を続けることが求められる。(P.28)

区の「こどもの池」はプール型であり、安全面の観点から監視員は必須となる。しかし、運営委託している協力会は65歳以上の会員が多く、高齢化・担い手不足の状態であり、近年の猛暑においては、会員自身の安全も危ぶまれる状況である。区は、委託のあり方を検討すると同時に、長期的な視野に立ち、今般の問題(※)が引き続くことのないよう、地域住民

の声を十分に聞きつつ、説明責任を果たし、「こどもの池」を「新たな水スタイル」の施設に更新することなどが求められる。(P. 28, 29)

※今般の問題…「こどもの池」は、①利用対象年齢が限られる、②夏季のみの利用である、③地域による運営体制の維持が困難である、④猛暑等の影響により中止・中断する日数が増加している、という問題

着眼点 2 計画に対して所期の効果を収めているか。

1 公園・公衆トイレの洋式化とバリアフリー化について

計画として掲載する事項については、適切な現状把握と、それに基づいた指標及び目標値の設定、その目標を達成するために必要とされる取組を設定することが重要である。地域間のバリアフリー化率については、今後も平準化を目指すのであれば、まずは詳細な現状分析を行うことが求められる。(P. 11)

区内の公園・公衆トイレは、依然として和式便器が多く、また、全てのトイレをバリアフリー化するには、現計画のペースでは 30～40 年かかる計算となる。よって、トイレの洋式化は今後も強く要望されることが予想されるが、限られた予算を無駄にすることのないよう、南部・北部土木サービスセンターは、トイレ計画との調整を十分に行うことが必要である。(P. 15, 16)

2 トイレの表示について

公園は、構造上の問題からトイレの場所や配置がわかりにくいことも多い。トイレの表示については、適切に利用できるよう、誰にとっても見やすくわかりやすい表示を設置することが求められる。(P. 17)

総括意見

区は、使いやすく魅力ある公園づくりを目指し、グリーンプラン 2025 の「公園の整備とリニューアル」に基づき、時代の要請や地域のニーズを反映した、居心地の良い公園の整備を進めている。公園は、誰もが気軽に利用できる貴重なオープンスペースであり、区のブランド力を高めるためにも、目標達成に向けた施策を一層充実させていかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、公園整備に関する各計画の実績を総括し、今後の施策に確実に生かしていくべきである。

トイレ計画や長寿命化計画は、具体的な目標を掲げながら実行されていない、又は達成できなかった事項が見受けられ、所期の効果が得られているとは言い難い状況であった。また、トイレの洋式化・バリアフリー化や「こどもの池」の更新に際し、現状把握や将来の見通しが不十分であり、経済性、効率性、有効性の面からの改善すべき事項も数多く認められた。

限られた予算で効果的な整備・運営を行うには、より深い研究が欠かせない。公園施設の質を更に高めていくため、区は、時代が求める新たな要素も取り込みながら、次期計画を策定することが求められる。

第二に、区は、公園に関する効果的な取組を継続することが必要である。

区は、公園遊具の安全性向上や、こどもの池計画の着実な推進、公園灯の LED 化による電気使用量・二酸化炭素排出量の削減など、多くの優れた取組を実施してきた。特にこども動物園については、リニューアルに当たり草屋根と壁面緑化を取り入れて SDGs を体現し、「こども動物クラブ」の活動等により地域活動に貢献するなど、多大な効果を生み出している。

区は、こうした取組を継続するとともに、時代の変化に柔軟に対応し、創意工夫を重ねることが求められる。

令和５年度板橋区区民意識意向調査の結果では、「板橋区発展のために力を入れるべき分野」として、「緑・公園・景観」が前回（令和３年度）の第７位から第４位に上昇しており、区民の緑・公園・景観に対する期待が高まっていることが確認できた。

区の効果的な公園の整備・運営により、区民の誰もが快適に公園を利用し、区に愛着を持ち、健康で心豊かに暮らすことのできるまちが実現することを期待する。

令和 6 年度 第 1 回 行政監査結果報告書
「公園の整備・運営について」
(令和 6 年 12 月発行)

刊行物番号

R 0 6 - 1 0 7

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています